

元気なうちからの事前準備が欠かせない

円滑な事業承継は、新たな会社の成長を促すためにも欠かせない。だからこそ、早期に後継者を選定し、スムーズに世代交代を進める準備をしておく必要がある。「親族内承継」の場合を中心に具体策を見てみよう。

「事業承継」対策 5つのポイント

こうしておけば
相続争いも
起きないハズ

元気なうちに、
冷静な判断が
できるうちに

後継者へ株式や事業用資産の集中が可能に

中小企業の事業承継で最も恐いのは、自社株の分散によって後継者が経営権を持てなくなってしまうことだ。そこ

で活用したいのが「遺言」だ。遺言は法定相続（たとえば、妻と子供）の場合は法定相続分は、妻 $\frac{1}{2}$ 、子 $\frac{1}{2}$ であるが、このように作成する

Point 1 遺言の活用

ココがポイント

- 「誰に」「何を」相続させるかを記載
- 後継者以外の相続人の遺留分に注意
- 公正証書遺言なら法的により有効

キーワード 相続人の遺留分とは

配偶者や子供に対して、最低限度の資産承継の権利を保障するための制度。権利を侵害された者は遺留分を取り戻すための請求を行うことができる。

相続人が妻と子供2人の場合、妻が4分の1、子供がそれぞれ8分の1の割合の遺留分がある。

その遺言にても自筆証書ではなく、無効となる可能性が低く、信頼性も高い公正証書遺言（弁護士や公認人らが関与する）の作成がより有効的といえる。

「遺言にはすべての相続財産について記載することが望ましいですが、円滑な事業承継のために自社株の相続だけに限定して作成することもできます」（前出・藤間所長）という。

それだけに遺言を重視したいものだ。その遺言にても自筆証書ではなく、無効となる可能性が低く、信頼性も高い公正証書遺言（弁護士や公認人らが関与する）の作成がより有効的といえる。

「遺言にはすべての相続財産について記載することが望ましいですが、円滑な事業承継のために自社株の相続だけに限定して作成することもできます」（前出・藤間所長）といふ。

Point 2 生前贈与の活用

後継者の権利を確定 相続税の節税対策にも有効

「相続はいつ起こるかわからない。そのためには有効なのが生前贈与です。生前贈与は計画的に毎年行えるのがメリット」（藤間所長）

生前贈与とは、被相続人となる経営

者が、相続財産の全部または一部を、その相続開始前に贈与することをいう。

後継者への財産分配は、この生前贈与によって行き、経営者の存命のうちに権利を確定しておくことが望まれる。

生前贈与を行った場合も、財産分配の方法を決定したうえで計画的に行うことが不可欠。ただし、他の相続人の遺留分を侵害しないよう十分に注意する必要がある。

5つのポイント + One

事業承継対策に有効なM&A

売却益で第二の事業を創業

「後継者は本当に家業を継ぎたかったのか、何度も自問自答してみることです」 こう話すのは、人材教育業を手がける㈱メルサ（本社：山形県米沢市）の鈴木社長。じつは鈴木社長は、先代の実父（故人）が創業し、38年間にわたって営んできたリネンサプライ業の会社を02年にM&Aで売却、株式譲渡益の3億円を事業資金として起業したのだった。

第二の創業を選択したのは、病院寝具の販賣というリネンサプライ業には価格破壊の波が押し寄せ、経営を脅かされる環境が迫っていることを肌で感じ取っていたからだ。だが当時、後継者として代表取締役の地位にあったものの、株式の保有比率は妻と一緒に合わせて16.5%に過ぎなかった。創業者の父と母が68.5%を所有し、経営権は父と母が握っていたのだ。

代表取締役とはいえ、経営権がなかったのだから、M&Aを独自に進めるわけにはいかなかった。鈴木社長は父親とリネンサプライ業の将来を率直に話し合い、M&Aで売却することのメリットを訴えた。

その過程で、もし相続が発生すれば株式評価額の上昇によって数千万円の相続税が課税されることも知った。それも脱税材料になったのだろう。鈴木社長は、長女から相続人を集めて会社は売却し、譲渡益は第二の創業資金に充てることなどを盛り込んだ「意図」を作成、相続人全員の同意を得た。

意図は法的な効力こそないものの、心理的な抑制効果があり、兄弟間で争いが起る確率を減らすことができるといわれている。鈴木社長は「M&Aは究極の相続税対策であり事業承継対策」と話している。

贈与税の課税制度の違い

贈与時	贈与税の課税制度	
	贈与税の課税制度	相続税の課税制度
相続時	●基礎控除 110万円 ●税率10~50%の累進税	●贈与者が65歳以上で、受取者が20歳以上の子供である場合 ●贈与財産価額が、累積2,500万円まででは非課税枠（2,500万円を超えた部分については税率一律20%）
相続時	●相続財産の価額から相続税を算出	●贈与財産の価額+相続財産の価額から相続税を算出

贈与から相続までに支払う税額で税負担を比較